

2. 高血圧専門医制度規則施行細則

第 1 条

日本高血圧学会認定 高血圧専門医制度細則の施行について、この規則に定められた以外の事項については、次の各項の規定に従うものとする。

第 2 条

専門医制度委員会の事務は本学会事務局において行う。

第 3 条

専門医制度委員会は本学会理事会により選出された委員（以下専門医制度委員会委員）によって構成され、委員長は理事長の指名による。

第 4 条

本学会理事会は専門医制度委員会委員に欠員を生じたときは当該委員の補充を行う。但し、任期は前任者の残任期間とする。

第 5 条

申請の期限は次の規定に従うものとする。

1. 専門医の申請締め切りは毎年 4 月 30 日とする
2. 認定施設及び指導医の申請締め切りは毎年 11 月 30 日とする

第 6 条

すべての審査は申請の年度の 3 月 20 日迄に終了しなければならない。

第 7 条

審査の結果は本学会会報・ホームページに発表する。

第 8 条

申請書類は正本 1 通（事務所保管用）と副本 2 通（委員会用）とする。

第 9 条

1. 専門医の審査料 20,000 円、認定料 30,000 円、更新料 20,000 円とする。
2. 審査料、認定料、更新料は返金しない。

第 10 条

この細則は専門医制度委員会及び理事会の議決を経て変更することができる。

第 11 条

細則の実施に関して生ずる疑義については、専門医制度委員会の議を経て決するものとする。

2008 年 4 月 1 日 施行

2009 年 10 月 2 日 一部改訂

2010 年 10 月 16 日 一部改訂

2015 年 10 月 10 日 一部改訂